

こんなこと 決めました!

2015年
9月定例会
9月9日～
9月25日

条例の主なもの

●大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定

平成27年10月5日から施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、平成28年1月1日からマイナンバー（社会保障、税番号）制度が施行されることから、この法律に規定されている個人番号の利用や特定個人情報の提供を大崎町においても可能とするための条例制定。

●大崎町個人情報保護条例の一部改正

マイナンバー制度が導入されることにより、きめ細やかな社会保障給付や行政事務手続の簡素化及び負担軽減が実現できるようになる一方、特定個人情報不正に閲覧されたり漏洩すること等が懸念されることから、町が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるための条例の一部改正。

●大崎町子育て支援定住促進住宅条例の制定

6月議会において大崎町子育て支援定住促進住宅賃貸契約の締結についてが議決されたことにより、地方自治法の規定に基づき必要な事項を定めるための条例制定。

●大崎町手数料条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う条例の一部改正。

改正による追加事項
通知カードの再交付

1枚につき500円

改正前

住民基本台帳カードの交付及び再交付

1枚につき500円

改正後

個人番号カードの再交付

1枚につき800円

●大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う条例の一部改正。